

市町村	事業名	事業概要	補助率	補助限度額	対象用途	対象者	担当課	連絡先	リンク	備考
勝浦町	勝浦町住宅リフォーム支援事業	住宅のリフォーム工事にかかる費用の一部を補助する。空き家の場合は、リフォーム後に入居すること。併用住宅の場合は住居部分のみ対象	2/3	30万円	・専用住宅 ・住居部分が1/2以上を占める併用住宅 ・空き家住宅	・町民 ・移住者	建設課	0885-42-1506		
上勝町	上勝町空き家再生等促進事業	上勝町内の空き家等を改修して、移住者向け住宅又は地方創生対応型施設として活用するためのリノベーション工事に対して補助を行う。	2/3	320万	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111		
	上勝町美しい集落再生プラン支援事業（空き家に限る）	U・I・Jターン者（5年以内）が新築住宅工事または中古住宅（空き家）購入、中古住宅または空き家の改修費を行い10年以上定住及び活用を行う場合の補助金。	2/3（5年以内の50歳未満の者）	150万円	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111		家財道具運搬・処分費も有り 1/2,10万
		U・I・Jターン者以外の町民が新築住宅工事または中古住宅（空き家）購入、中古住宅または空き家の改修を行い5年以上定住及び活用を行う場合の補助金。	1/2（20歳以上50歳未満）	100万円	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111		
		空き家の所有者が住宅または地域に資する施設として5年以上活用する場合に、その改修費を補助する。	1/3（50歳以上）	30万円	・移住者向け住宅	・所有者 ・移住者	企画環境課	0885-46-0111		
	若者定住人材確保・育成事業	上勝町の若者定住のための住居新築に対する祝い金並びに中古住宅を購入若しくは改修した場合の助成金を交付する。	一律（45歳以下）	20万	・移住者向け住宅	・移住者	企画環境課	0885-46-0111		中古住宅購入一律20万・改修経費の10%以内（20万円限度）
佐那河内村	佐那河内村集落再生空き家等活用促進事業補助金	村内の有志が組織する移住支援に関する地域活動団体等が、空き家物件を活用した地域活性化を支援する場合に、その地域活動団体に対し補助金を交付する。	9/10	300万	・移住者向け住宅	・支援センターと地域住民が共に設置した地域協議会 ・2つ以上の常会が組織する地域協議会 など	企画政策課	088-679-2973		空き家片付け等支援補助金 10万円か対象経費に3/4を乗じて、いずれか低い方
石井町	石井町空き家リフォーム助成事業	石井町内にある空き家の有効活用を図り、安心して暮らす社会環境をつくり出すため、本町に自ら定住する目的で空き家を購入又は借用した者等が行う、当該空き家のリフォームに要する経費に対して補助金を交付する。	1/2	50万円	町内に存在する戸建ての住宅及び併用住宅であって、居住の用に供されなくなった日から6ヶ月以上経過した中古住宅	・移住者 ・町内在住者	建設課	088-674-1117		
	空き家判定土等活用事業	空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費の補助をする。		空き家判定業務費用 81,480円のうち73,480円（国2分の1、町・県4分の1）を補助。申請者は自己負担額8,000円。	町内に存在する戸建ての住宅及び住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅で3階建てのもの	・所有者 ・移住者 ・事業者	総務課	088-674-1111	https://www.town.ishijig.jp/docs/2021042100020/	
神山市	神山市空き家改修事業補助金	空き家を改修して神山市に定住しようとする移住者、町民等に対し、空き家改修及び修繕に要する費用の一部を補助。	1/2	50万	移住交流支援センターから紹介のあった建物、または空き家証明書により空き家であることが証明されており賃貸借等の契約から1年経過していない物件	・移住者	産業観光課	088-676-1118		返還規定有
松茂町	-									固定資産税の減免
北島町	-									
藍住町	-									
板野町	-									
上板町	上板町空き家利活用改修支援事業	空き家等を移住・定住者向け住宅として改修する費用の一部を補助する。	2/3	320万円	・移住・定住者向け住宅	・移住・定住者	企画防災課	088-694-6824	https://www.townkamiita.jp/docs/2021033100039/	